

児童生徒性暴力等からこどもたちを守るために

はじめに (厚生労働省作成「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を踏まえて)

児童を守り育てる立場にある保育士が、児童に対して性暴力等を行い、当該児童の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはなりません。加えて、一部の保育士による加害行為により、児童と日々真摯に向き合い、児童が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の保育士の社会的な尊厳が毀損されることはあってはなりません。

こうしたことを踏まえ、国は児童福祉法を改正し、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定を整備しました。

併せて、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための指針を国が作成しました。

この指針に基づき、各保育所等で求められる対応等についてまとめましたので、今後の保育の参考にしていただければと思います。

未然防止・早期発見のためのポイント



保育士に対する啓発

外部専門家の活用や、園内研修や保育の振り返りの機会など、様々な機会での実施を検討する

【取組事例】 こどもから性暴力被害の開示があった際の初期対応を学ぶ
(千葉市教育委員会が教育職員向けに実施している事例)

■取組開始のきっかけ

- こどもが性暴力被害にあった際には、**一番身近にいる職員等が異変※に気づき、速やかに、かつ適切に対応する必要がある**ため、初期対応に関する研修を実施

※性暴力被害を受けた際にこどもが見せる異変

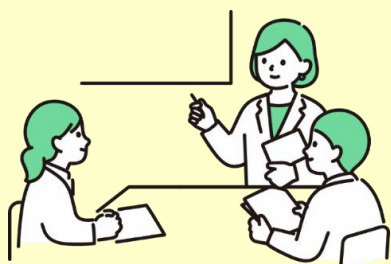
- からだの変化・・・頻尿、夜尿、体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)、不眠、性器の痛みやかゆみ、食欲不振や過食 等
- こころの変化・・・ふさぎこむ、元気がない、過剰に甘えようとする、集中力の欠如、情緒不安定、周囲を信じられない 等
- 行動面の変化・・・落ち着きのなさ、物を壊す、人との距離が近い、性的な言動や遊びをする、自分や人の性器を触る 等

■概要

- こどもから性暴力被害の開示があった際の対応を学ぶ目的で、**被害を受けたこどもから聞き取りをする具体的な場面を想定したロールプレイ形式での研修**を行っている。その際、**こども役、職員等役、観察役に分かれることで、こどもから簡潔に聞き取る難しさを実感**できるようにしている
- 性暴力被害にあったこどもへの最初の聞き取りをする際に気を付けるべきことを外部の専門機関から学んでいる

■工夫した点

- 実践的な学びを深めるために、ロールプレイの手法を用いたり、性暴力被害等支援に専門性を持つ外部機関に講師を依頼したりしている



詳細な取組内容はここから
(千葉県教育委員会HP)

【出典】
・文部科学省作成「教育職員等による性暴力等防止に関する取組事例集-学校での性暴力から子供を守る-」P.13より抜粋(一部内容を保育施設向けに書き換えています)
・内閣府、こども家庭庁作成 啓発パンフレット「こどもたちのためにできること」より抜粋



保育環境等の見直し

児童生徒性暴力等の行為につながる可能性がある環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く

【参考】 こどもへの性暴力等防止ガイドライン
～わいせつ行為の根絶に向けて～ (東京都板橋区教育委員会作成)

■保育環境の整備(例)

- 空き教室の解消やこどもと2人になり得る空間などの死角を取り除く
- 普段使用しない空き教室等は、常に死角になる可能性があるため、児童生徒性暴力等の発生防止のため、使用しないときは施錠をする

■組織体制の見直し(例)

- 私物のスマートフォンやカメラ等の部屋への持ち込み及び保育活動への利用は、盗撮につながる可能性があるため禁止にする
- 密室でこどもに対して1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。やむを得ず個別対応が必要な場合は、事前に管理職へ、対象のこども・理由・場所及び時間を伝え、管理職の把握のもとで対応する

【出典】
・板橋区教育委員会作成「子どもへの性暴力等防止ガイドライン～わいせつ行為の根絶に向けて～」より抜粋
(一部内容を保育施設向けに書き換えています)



詳細な内容はここから
(板橋区教育委員会HP)



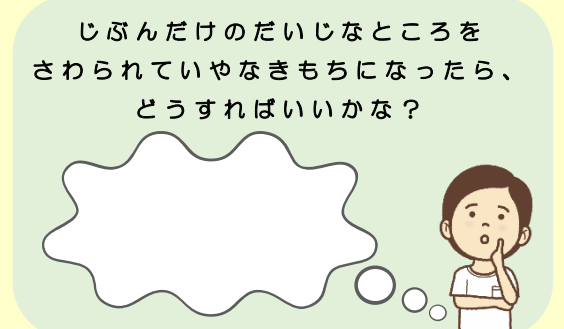
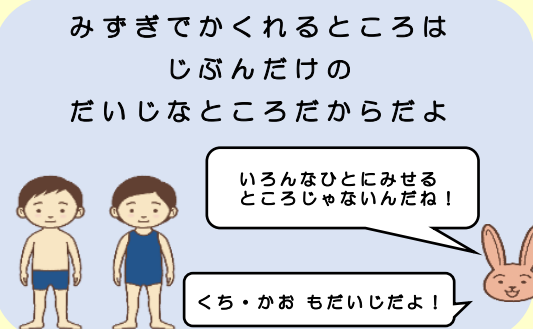
児童及び保護者に対する啓発

誰からも児童生徒性暴力等により自分の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発する

【例】「生命(いのち)の安全教育」を活用した啓発の実施

■こどもへの啓発

- 自分の体は自分だけのものであり、大切にすること
- 自分だけの大切なところ(「水着で隠れる部分」等)は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識すること
- 自分の体を見られたり、触られたりしていやな気持ちになったときの対応方法を身に付けること
- 自分の体と同様に、相手の体も大切にすること
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを意識すること



■保護者への啓発

- 保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者とこどもの活動の機会を設けたりすることを通じて、家庭との連携を十分に図り、保護者の「生命の安全教育」に関する理解が深まるよう配慮
- 保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて専門機関の紹介を行う等、対応を事前に検討しておく



「生命の安全教育」については
こちらから
(文部科学省HP)

【出典】
・文部科学省作成「『生命(いのち)の安全教育』指導の手引き」P.5～7より抜粋
・文部科学省作成「生命の安全教育教材(幼児期)スライド教材」より抜粋(一部内容を保育施設向けに書き換えています)



定期的なアンケートの実施

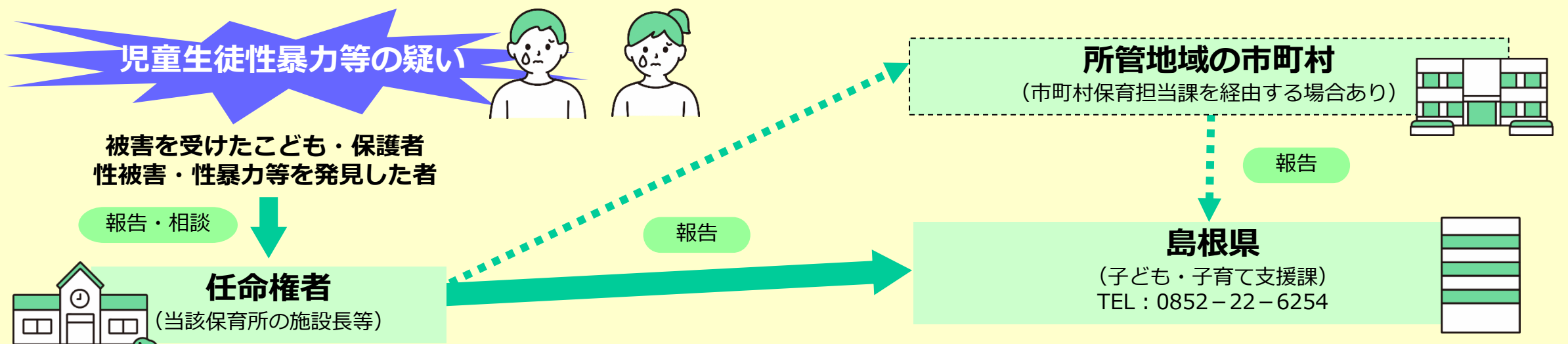
児童生徒性暴力等の早期発見のための取組

■児童生徒性暴力等の早期発見を目的としたアンケート調査

- 保護者や保育士に対するアンケート調査を実施し、被害を把握するための体制を整える
- アンケート調査を実施する際は、無記名にしたり、担任や保育所等を通さずに直接市町村へ提出することも可能にするなど、被害を受けたこどもの保護者への心情に配慮した工夫を行う



児童生徒性暴力等が発生・発覚した場合の対応フロー



報告・相談があった場合の任命権者の対応

- 保護者等への確認、他職員等からの聴取、防犯カメラの映像を確認
 - 事実があると史料される場合は、速やかに島根県知事へ報告
 - 犯罪行為に該当する場合は、ためらわず所轄警察署へ通報**
- 【犯罪行為に該当するもの（例）】
- ・こどもへの性交等
 - ・わいせつ行為
 - ・児童ポルノ法違反
 - ・盗撮行為
- 根拠資料の適切な保存（防犯カメラの映像、保護者からの相談記録や職員からの証言記録等）
 - 被害児童と加害保育士の接触回避
 - 保育所等に在籍する児童の保護及び支援
 - 被害児童の保護やその保護者への支援
 - 被害児童と同じ保育所等に在籍する児童や保護者への心理的な支援
 - 不安や動揺、風評、マスコミへの対応

児童生徒性暴力等の被害を受けたこどもへの対応

- 被害を受けたこどもが事実を話すためには時間も、勇気も必要です。
話してくれたら『話してくれてありがとう』や『心配しなくてもいいよ』と声をかけてあげてください。
- こどもが話すことができる可能な範囲で『誰が』、『何をしたのか』だけ聴くようにしてください。
- 『〇〇先生に何かされたの?』、『こんな風にしたの?』といったような誘導的・具体的な質問はしないようにしましょう。
（「記憶の汚染※」防止の観点から、根掘り葉掘り聴かないようにしましょう。）※こどもに聞きすぎることがこどもの記憶に影響すること
- こどもが話した内容に対し、『怖かったね』など勝手な解釈を言わないようにしましょう。
- 聴き取りをする際は、精神的二次被害防止の観点から最小限の回数で行い、繰り返し聴かないようにしましょう。
- 矛盾を追求しないようにしましょう。
- 『誰にも言わないよ』などのできない約束はせず※、『相談してくれてありがとう。大事なことから、私たちにもお手伝いさせてね』など、周りの助けが必要であることを伝えましょう。
※約束を破ると、こどもは大人に対して疑いを持ち、そのことが更なる開示を妨げる要因となってしまう危険があるため
- 可能であれば録音・録画をしてください。



【出典】文部科学省HPより（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html）

- ・児童生徒への性加害にどう対応するかー子供からのSOSを受けたら…（YouTube）講師：後藤弘子 千葉大学大学院教授、一般社団法人「もふもふネット」代表理事
- ・事実調査のための面接ー司法面接を参考にー（YouTube）講師：仲真紀子 理化学研究所、立命館大学教授、北海道大学名誉教授

令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修資料「聞き取り面接における留意事項」より抜粋
NPO法人子ども支援センターつなぐ作成「日本版司法面接ガイドライン（新司法面接プロジェクト）」より抜粋
司法面接の特徴とNICHDプロトコル（北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子）より抜粋

相談連絡先

児童生徒性暴力等を発見した場合の報告窓口		連絡先／対応可能時間	
島根県子ども・子育て支援課		0852-22-6254 月～金曜日8:30～17:15	
	大田市 子ども保育課	0854-83-8149 月～金曜日8:30～17:15	
	所轄警察署（大田警察署）	0854-82-0110	
島根県内の性暴力に関する相談窓口		連絡先／対応可能時間	
性暴力被害者支援センターたんぽぽ		#8891 または 0852-25-3010 月～金曜日8:30～17:15 (土・日曜日、祝日・年末年始はコールセンターにて対応)	
	しまね性暴力被害者支援センターさひめ	0852-28-0889 火・木・土曜日（年末年始除く）17:30～21:30	
	性犯罪被害相談電話（島根県警察）	#8103 または 0120-110-267 24時間対応	